

○駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の周知)

第2条 市長は、条例第2条の公募を行うに当たっては、公正を期すため、市の広報紙、市ホームページ等への掲載その他適切な方法により一般に周知するものとする。

(申請書等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第3条に規定する規則で定める書類は、申請をするものが法人である場合にあっては、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為又は規約その他これらに類する書類
- (2) 当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書並びにそれぞれの事業年度における財務状況を説明する書類
- (4) 指定を受けようとする施設の管理業務の計画書及び収支計画書
- (5) 納税を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第3条に規定する規則で定める書類は、申請をするものが法人でない場合にあっては、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類
- (2) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 指定を受けようとする施設の管理業務の計画書及び収支計画書
- (4) 納税を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(候補者の選定通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請のあった全ての申請者に対し、駒ヶ根市指定管理者候補者選定（不選定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第5条第4号の規定により再度の選定をしたときは、再度の選定により指定管理者の候補者となった申請者に対し、前項の規定による通知を取り消し、再度、駒ヶ根市指定管理者候補者選定（不選定）通知書により通知するものとする。

(指定管理者の指定通知)

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに駒ヶ根市指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第6条 次の各号に掲げる告示は、それぞれ同号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第6条第2項の規定による指定の告示

ア 公の施設の名称

- イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 指定期間
 - (2) 条例第10条第3項の規定による申請内容の変更の承認の告示
 - ア 公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 変更を承認した事項
 - エ 変更を承認した日
 - (3) 条例第13条第2項の規定による指定の取消しの告示
 - ア 公の施設の名称
 - イ 指定を取り消した団体の名称及び所在地
 - ウ 指定を取り消した日
 - (4) 条例第13条第2項の規定による業務の停止の告示
 - ア 公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 停止を命じた業務の内容
 - エ 停止を命じた期間
 - (5) 条例第18条第2項の規定による市長による管理等の告示
 - ア 公の施設の名称
 - イ 市長による管理を開始する旨又は終了する旨
 - ウ 市長による管理を行う業務
 - エ 市長による管理を開始する日又は終了する日
- (申請内容の変更の承認等)

第7条 指定管理者は、条例第10条第1項本文の規定により、申請内容の変更の承認を受けようとするときにあつては駒ヶ根市指定管理者申請内容変更承認申請書（様式第4号）を、指定を辞退しようとするときにあつては駒ヶ根市指定管理者指定辞退承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、駒ヶ根市指定管理者申請内容変更承認（不承認）通知書（様式第6号）又は駒ヶ根市指定管理者指定辞退承認（不承認）通知書（様式第7号）により指定管理者に通知しなければならない。

3 条例第10条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとし、指定管理者は、同項の規定により、駒ヶ根市指定管理者申請内容変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 指定管理者の役員（代表者を除く。）の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算等に係る変更であつて、市長が届け出を要す軽微な変更と認めたもの
 - (3) その他市長が届け出を要す軽微な変更と認めたもの
- (指定の取消通知等)

第8条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときにあつては駒ヶ根市指定管理者指定取消通知書（様式第9号）により、指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命ずるときにあつては駒ヶ根市指定管理者業務停止命令書（様式第10号）により通知しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行期日前になされた公の施設の指定管理者の指定手続は、この規則による改正後の駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定により行われたものとみなす。

様式第1号～様式第10号 略